

〔指定給水装置工事業業者施行〕
給水管（取付・撤去）工事承認申請書
道路占用手続申込書

令和 年 月 日 申込

東京都水道局長 殿

業務受託者	
所長	担当者

お客さま番号									
区	水道番号							区分	CD
0	1	1	2	3	5	4	3	0	9

＜承諾事項＞

- 1 配水管からの給水管（取付・撤去）工事を指定給水装置工事業業者施行とするにあたり、裏面の要件及び誓約事項を承諾します。
- 2 本件工事に起因する損害賠償は、申込者と施工主が連帯して責任を負うものとします。

＜申込みにあたっての注意事項＞

- 1 道路占用手続は道路管理者の指示がある場合を除き施工者が行うことを原則とします。
- 2 監督事務費等の概算額が当局へ指定期間以内に納付されない時は、本工事の申請を取消したものとみなします。

道路占用申請手続料	円
消費税相当額	円
計	円

課長	課長代理	担当者

工事場所	千代田区 飯田橋 1丁目 1番 1号			
施工主	千代田区 飯田橋	1丁目	1番	1号
	電話番号	03	(0000)	0000
		〇〇	〇〇	
申込者 (指定給水装置工事業業者)	新宿区 西新宿	2丁目	8番	1号
	電話番号	03	(0000)	0000
	〇〇工業所(株)	〇〇〇	〇〇	
緊急時対応責任者	新宿区 西新宿	2丁目	8番	1号
	電話番号	03	(0000)	0000
	〇〇工業所(株)	〇〇〇	〇〇	
分岐及び配管施工者	氏名	〇〇〇 〇〇		
路面復旧費 監督事務費 請求先	千代田区 飯田橋	1丁目	1番	1号
	電話番号	03	(0000)	0000
	〇〇	〇〇		

(様式215)

整理No. _____

記

(1) 承認要件

- ① 給水管の分岐及び配管は必要な技能を有するものが従事又は従事するものを実地監督すること。(水道法施行規則第36条第2項)
- ② 上記の資格又は実務経験の確認のため、必要な書類を提示すること。
- ③ 不陸陥没等、緊急を要する場合は、直に出動し必要な措置を行うこと。

(2) 誓約事項

- ① 工事施行にあたっては関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- ② 施工方法は、都が定める給水装置設計・施工基準によること。また、当局職員の指示がある場合はそれに従うこと。
- ③ この工事に起因して、第三者への損害又は問題等が生じた場合は、申込者及び施工主の責任において解決すること。
- ④ 道路復旧工事は、道路管理者が求める基準に基づき、すみやかに施工すること。
- ⑤ 道路管理者に納付する本復旧費又は監督事務費は、工事着手前に概算額を当局へ納付し、工事完了後に清算する扱いとすること。
- ⑥ 当該工事完了後速やかに、分岐、配管、埋戻し、復旧工事の施行状況を確認できる写真を提出すること。